g.jp/bunshin/bunka_hojyo

https://www.city.tanabe

が変わります

(26) 99

集団検診が始まります

を開催します自然観察教室 「クモの観察」

闘ふるさと自然公園センタ■闘6月23日⊕ 9時3分~ 12 時

時30分までに集合) **!!!ふるさと自然公園センター** 周辺 9

■講師 阿小学生以上の方 専門員ほか ふるさと自然公園セン (小学生は保護

国前日までに、はがき又は電話袋 等 者同伴)

ご連絡ください。 氏名・年齢・電話番号を、FAX・メールで参加者の -ルで参加者の住所に、はがき又は電話に 左記

☎0739 (25) 7252 稲成町1629 **固ふるさと自然公園センタ**

■開放期間

6 月 30 日

(H)

8月

31 日 ①

∑ hikiiwa@mb.aikis.or.jp

■常設スポーツコー

チバレー チテニス

ビー

チ

サ

力

開場しますもりいこいの広場プー ルを

ビー

■ 設備

男女別更衣室・ロ

ッ

力

■10月31日承まで

图3分100円

■有料駐車場(約40

シャワー・トイレ・

温水シャ

ワ

温最初の1

時間は無料、

以降1時

図 ⑤ 10 **一 般** 16 **闘**10時~16時45分 ※荒天時は休業 固スポ 所内) 係(田辺スポーツパー ◇1歳~就学前 ◇小学生~高校生 **a** 0 7 3 9 ツ振興課 3 2 0 円 2 5 80 円 市民スポ - ク管理事務 6 0 円

等、詳しくはホー² **◇極の部** 10時~17 ※イベント内容、海 10時~17

- ムページa 海の家のb 海の家のb

■海の家

・ンカ

ヨガ 等

■イベント

ベキュ

ノパドル・カヤックフイフジャケット・コ

スタンドアッ

ル・カヤック 等

ン

タル品

ビ

チ

ハラソ



舎4階)

9

9

固観光振興課

地域観光係

ください。



プンします田辺扇ヶ浜海水浴場がオ

yugu-beachsports.html

lg.jp/kankou/ogigahama

https://www.city.tanabe.

今++ b **o** 6 切好

さい。 詳しくはホームページをご覧くだのお知らせ」を送付しています。

保険課 医療係

(本庁舎3階)

◇後期高齢者医療に加入の方

4月末に

保険課

庶務係

(本庁舎3階)

(26) 9924

闘◇田辺市国保に加入の方

から下表のとおり変わります。額(食事の自己負担額)が、く

6月

人院時の食事療養費の標準負担

■1食あたりの負担額					
	所得区分	5月まで	6月から		
住民税課税世帯※		460円	490 円		
住民税非課税世帯 (70 歳未満) 低所得者	過去 12 か月で 90 日までの入院	210円	230 円		
	過去 2 か月で 90 日を超える入院	160円	180円		
	低所得者	100円	110円		

〇0739(2

※小児慢性特定疾病児童等又は指定特定医療を受ける指定難病患者等は、5月まで260円、

https://www.city.tanabe.lg.jp/ kenkou/kensin_syu_yotei.html 市検診事業のお知らせ」 国下記又は各行政局住民福祉 集団検診の申込みには「田辺 ムページ ムからお申し込みくださく参照)へ、電話又は申込 「予約番号」 2 6 健康管理係 4 9 が必要です。 に記載さ 課 加入の保険者へお問い合わせくだ ※上記以外の保険に加入の方は、 ※上記以外の保険に加入の方は、

の振興又は伝統文化の継承に寄与月31日に実施する市内の文化活動

4月

令和7

年 3

い。集団

(23ページ参照)

れている

市日

助田 金辺

の申請を募集します 市ふるさと文化振興補

https://www.mrso.jp/

約等を添えて、

31日承までに、申請書に団体の規口事前に必ずお問合せの上、7月

10万円)

■募集件数

Dデーデ助対象経費の2分の1以内(上 ■補助金額 事業1件につき、

(上限 港、補

舎2階)

□
<a href="https://www.news.co

固健康増進課

する事業

ページで

ージで配布しています。

文化振興係

申請書は左記又はホー

左記へ提出してく

kenshin/302066/top

6月からは280円となります。

日時	場所
6月9日@9時~I2時	市民課・中辺路行政局
7月14日@9時~12時	市民課・大塔行政局

間市民課 窓口係(本庁舎 3 階)

☎ 0739 (34) 2131



市の人口 令和6年4月末現在

人口 男 31,966 人 (+12) 女 35,956 人 (-27)

計 67,922 人 (-15)34.886 世帯 (-74)

※()内は前月比

4月の出生 男 12人 女 11人

6月の納税等

-ジをご覧

■市県民税 普通徴収…全期前納分第 | 期分、年金特別徴収…6 月 徵収分、**給与特別徵収**…5 月徵収分

■国民健康保険税 特別徴収…6 月徴収分

■介護保険料 特別徴収···6 月徴収分

■後期高齢者医療保険料 特別徴収···6 月徴収分

※納期限後の納付は、督促手数料及び延滞金を加算する場合があ ります。

YouTube はじめました。

田辺市公式アカウント

マイナンバーカード休日開庁のおしらせ

17 Tanabe Publicity 2024.6

第 95 回

今年も雨の多い季節が近づいてきまし

た。これから秋にかけては、梅雨や台風等

の大雨による災害に警戒が欠かせません。

昨年も6月2日に紀北の市町村に甚大な被

自然災害から身を守るためには気象庁が

発表する気象情報、注意報、警報等を活用

しましょう。5日先までに警報級の現象が

予想されるときには、早期注意情報が気象

また気象庁では、大雨や洪水警報の危険

度分布を5段階に色分けしてリアルタイム

庁のホームページで確認できます。

害がもたらされました。

の結果について気たなべ」市民アン田辺市健康づくりま ン計 ケ画 ー ト元

とうございました。 アンケ 0 昨 Ŏ 年 ┗にご協力いただき、ありが00名の方を対象としたアンキ10月に実施しました市民 にご協力いただき、 0名の方を対象としたア ト結果を参考に、 今年

3次計画の策定を行い、市民の皆度には本計画の最終評価および第 覧ください。 ジで公表していますので、 たいと考えています。 さんの健康づくりに役立てていき アンケー ト結果は、 ホ ぜひご ムペ

 $kenkou/genki_tanabe.html$ ☐ https://www.city.tanabe.lg.jp/

ト広 の結果について報活動に関するアンケ

広報紙から取得されていることが とうございました。 市からの情報は、 今 トにご協力いただき、 年2月に実施しまし 約80%の方が たア あ りがン

分かり

広報紙はデジタル

【日頃からの備え・早めの避難を】

いため、 宅に届く紙媒体で読まれています。 メリットについての発信をしていインへの変更、各デジタル媒体の 報を取得しに行かなければならな きたいと思います。 方、 デジタル媒体は、 読みたくなるようなデザ 自ら情

果を生かしていきます。 のリニューアルに、ア 今後、 アンケー 広報紙やホ ト結果は、 ハンケー ホ ムペ ムペ

固企画広報課 広聴広報係

ができますが、ほとんどの方が自媒体など複数の手段でも読むこと

-ト 結 等

【防災や避難等にマップの活用を】

次のマップを

覧ください ジで公表していますので、 ぜひご

kikaku/kohoanke2024_kekka ☐ https:www.city.tanabe.lg.jp/

た災害が発生しやすくなります。 土石流・地すべり・がけ崩れといっ え、大雨や集中豪雨による洪水・これから雨が多くなる時期を迎 6 月は土砂災害防止月間です。

□1739 (26) 9934 **□**土木課 土木係 (本庁舎4階) 警戒レベルに応じて早め早めの行戒レベルが発表・発令されます。 動を心がけてください ミングの目安となる、 予想される場合は、 大雨や土砂災害、

◇洪水浸水想定区域図(今年3月 和歌山県では、 ムページで掲載しています。

氾濫した場合に、 に小規模河川等が追加) |濫した場合に、浸水が想定され想定最大規模降雨により河川が

a 0 7 3 9 (2 6) **固**管理課 管理係 る区域や浸水深を示します。 (本庁舎4階) 9 9 6 6

有料広告

2 枠連結(縦 46mm × 横 174mm)

域を示します。 書警戒区域や土砂災害特別警戒区 ◇わかやま土砂災害マップ

間土木課 土木係 (本庁舎4階) 9 9 3 4

洪水浸水想定区域図



わかやま土砂災害マップ

地震に備えましょう

費用の補助】

【ブロック塀の撤去費用の補助】

費用を補助します。 防止するため、

『止するため、金具等の取り付け地震の揺れによる家具の転倒を

■対象世帯

市内に住居のある世帯で、

左記

キキクル

軽減や、 ます 断防止のため、 とフェンスへの転換費用を補助 ブロック塀の ンスへの転換費用を補助しのため、ブロック塀の撤蓋のため、ブロック塀の撤去のため、ブロック塀の撤去のすック塀の倒壊による被害の

の

いずれかに該当し、

世帯員によ

◇65歳以上の方のみの世帯る金具等の取り付けが困難な世帯

に表示してくれるマップ(キキクル)を発

梅雨時期の雨や台風の接近は、事前に情

報収集を行うことができ、早めの対応が可

能です。気象情報で大雨の予報等が発表さ

れた場合、雨の降り方には十分に注意し、

明るいうちに早めに避難するなど、災害に

備えるよう心掛けましょう。

早期注意情報

上のブロック塀で、図高さ0・6m以上 部分 以上、 公道に面した工、延長2m以

受けている方のみの世帯

精神障害者保健福祉手帳の交付を

◇身体障害者手帳、

療育手帳又は

◇撤去事業 ■補助金額

防災コラム

梅雨時期の大雨に注意

表しています。

※受給要件があるため、 費用の3分の2以内(上限20万円)険性のあるブロック塀を撤去する 相談ください 地震発生時の倒壊や、 転倒の危 事前にご

◇改善事業 ブロック塀を撤去

L

た後の、

ださい。 フェンスへの転換費用 ■12月末までに下記へ申請してく ■共通事項 以内(上限17万円) 改善事業の場合は、 の3分の2

受けてください 前に申請書を提出 Ų 交付決定を

提出も必要です。 【家具転倒防止金具等 また、 1月末までに実績報告の の取り付け

■対象家具

※取り付ける金具等の費用は、 ※一世帯につきる台まで ◇右記で構成されている世帯 タンス・本棚・ 食器棚 自

己負担となります。 詳しくは左記 へお問 い合わせく

ださい。 **固防災まちづく** (本庁舎5階) り 課 地域防災係

2 6

広報たなべ 令和6年6月号

18

避難するタイ

5段階の警

Tanabe Publicity 2024.6

<u>Information</u>

第5回

粗大ごみのみ、又は粗

大ごみと処理困難物

2,410 円

4,820 円

粗大ごみや処理困難物など、ごみの定期

収集で出すことができない家庭ごみで、田

辺市ごみ処理場や各行政局へ自己搬入でき

ない場合、市がご自宅まで収集にお伺いす

図家庭生活に伴って出るごみで、2人で持

※ | 軒につき | 台まで、半年間に | 回のみ

※処理困難物は、別途処理手数料が必要です。

る特別収集制度が利用できます。

ち運びできるものまで

車種

軽貨物自動車

小型貨物自動車

はじめよう! エコ暮らし

ごみの種類

特別収集制度をご存知ですか

処理困難物のみ

1,370 円

2,740 円

■利用日時

※小型貨物車は午後のみ

参照)へお申し込みください。

圓廃棄物処理課 ☎ 0739-24-6218

平日 9 時、10 時、11 時、13 時 30 分、15 時

申電話で事前予約が必要です。旧田辺地域

の方は廃棄物処理課まで、行政局管内の方

はお住まいの行政局住民福祉課(23ページ

け入れています。 う皆さんの思い 市の発展のために応援したい

٤

を寄附金として受

を創設し、

ふるさとである

設された1年限りの制度です。とつとして今年度の税制改正で創定額減税は、物価高騰対策のひ

個人住民税から、

令和6年分所得税と令和6年度

偶者を含めた扶養親族1

養親族1人につき、納税者本人・配

R7 (月)

4期

R7 (月

4期

図納税者の合計所得金額が、 合計で4万円が減税されます。

805万円

(給与収入2000万

2期

R6

2期

3期

3期

R7 (月)

伝効果が期待できます!

图1枠 14,300円

☎ 0739 (26) 9963

報たなべを活用してみませんか。

間企画広報課 広聴広報係(本庁舎5階)

■税負担

6

l期

I 期分

(6月)

から控除

◇公的年金等による所得のある方

場合は、第2期分(8月)以降のから控除します。控除しきれない算出した第1期分(6月)の税額

税額から順次控除します。

順次控除します。

合は、 ら特別徴収される方はこの限りで※初めて公的年金等による所得か ら特別徴収される方はこの限 徴収税額から、 《税額かう、頁ででで、行うの特別で、令和6年12月分以降の特別は除します。控除しきれない場合はた11月分の特別徴収税額か

はありません。

広報たなべは、各家庭に配布しています。また、 コンビニや郵便局などにも配置していますので、宣

あなたの会社・お店の PR、イメージアップに広

12 10月分 から控除

6 8 10 仮特別徴収税額 (前年度分の税額の2分の を3回に分けて徴収) R6

6

■税負担

る方は、これらの徴収方法は、適※年度途中に徴収方法が変更され

年7月分~令和7年5月分の11か 定額減税「後」の税額を令和6 月で徴収します。

有料広告

I 枠単独 (縦 46mm × 横 85mm)

種別

本人

同一生計配偶者

扶養親族

本人

控除対象配偶者

扶養親族

控除対象配偶者を除

※令和7年度分の個人住民税所得割額から控除

〈同一生計配偶者※

減税額

3万円

3万円

3万円 (1人あたり)

I万円

I万円

|万円(|人あたり)

I万円

■税負担

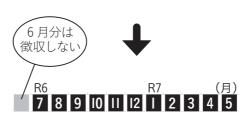
税目

所得税

個人住民稅

(所得割)

R6 R7 (月) **6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5**



知る令 なさと田辺応援っ で和5年度にいっ 「ふるさと田辺応援寄 寄た附だ 金い のた おふ

ください

た。詳しくはホームページをご覧い分野に活用させていただきまし

件数と金額は、 がありました。 と納税」については、 企業が寄附を行う「企業版ふるさ 公共団体の地方創生の取組に対し ました。また、 として用意しました。 品以上の市内の特産品 **億**9 令和5年度は合計 952万7665円となり 国が認定した地方 1 万 1 9 . 約 1 31件の申込 寄附受入 を返礼品 68件、

を持っていただけるよう取り組 辺を応援したい」というつなが 市の魅力にふれていただき、 きっかけとして、 の魅力にふれていただき、「田っかけとして、全国の方に田辺ふるさと田辺応援寄附金制度を ります。 んり

■寄附金を活用させていただきま

創出・拡大事業、 した づくり事業、 環境保全事業、 寄附金は、 暮らし続けることの 世界遺産関連事業や 新たな人の流れ り事業などの幅広 安定したしごと \mathcal{O}

辺市) https://www.city.tanabe. 間たなべ営業室 lg.jp/furusato/index.html **a** 0 7 3 9 庁舎5階) は左記までお問い合わせください。 者から随時募集しています。 ◇企業版ふるさと納税サイト □◇ふるさと田辺応援寄附金サイト ■返礼品の募集につい 今年度の返礼品を、 (33) 77 価値創造係 市内の事業 詳しく

0

https://www.city.tanabe. 田

lg.jp/tanabeeigyou/

kigyoubanfurusatonouzei.

Tanabe Publicity 2024.6

広報たなべ 令和6年6月号

令和6年度 保存版

田辺市

暮らしの便利帳

1

入力フォ

MINJI/minji05_00435.html

https://www.moj.go.jp/

② 住主い・指摘 ごからあると ★ 生活学者・ 市民活動 ● 各種相談 ▲ 落会・選挙

 $\stackrel{\textstyle \circ}{\overset{}{\overset{}}{\overset{}}}$

固和歌山地方法務局田辺支局

ご覧いただくか、

法務局にお問

11

合わせください。

#

UNEARTY STATE

が義務となりました月1日から相続登記の申

業費補助金) 助します(浄化槽設置整備事 住宅等への浄化槽の設置を補

理施設の整備をしていな 図市内の下水道、 ■単独処理浄化槽からの入替え 、住宅等に浄化槽を設置する方施設の整備をしていない地域市内の下水道、集落排水等の処

処理浄化槽へ入れ替える際のくみ 金に加算します。 の単独処理浄化槽撤去費用を補助 ■くみ取便槽からの入替え 合併処理浄化槽へ入れ替える際 (上限12万円) 合併

ます。

(上限9万円)

取便槽撤去費用を補助金に加算し

記へ申請してください。 **国**浄化槽設置工事を行う前に、左 助金に加算します。 か、左記へお問い合わせください。 くはホー ※受給要件がありますので、 入れ替える際の配管工事費用を補 くみ取便槽から合併処理浄化槽へ ■配管補助 ムページをご覧いただく 単独処理浄化槽又は (上限30万円) 詳し

joukasou_hojokin2008.html **閰環境課 生活排水係(本庁舎3階)** ☐ https://www.city.tanabe. 0 7 3 9 .g.jp/kankyo/seikatsu/ (26) 9927

■補助金額

※合併処理浄化槽の入替えに対しても一部補助があります。受給要件等は 上記へお問い合わせください。

■浄化槽に関する届出をお願い

さい!

ごみの野焼きは、

煙や臭い

等

0

■ごみの「野焼き」 迷惑になります。

にご注意くだ

ます

廃止、

浄化槽管理者の変更等は、

び清掃に関する法律」で原則禁止るだけでなく、「廃棄物の処理及発生により周辺住民等の迷惑とな

浄化槽の使用開始(再開)・休

止

左記又は各行政局住民福祉課(23

ページ参照)への届出が必要です

されています。

ごみはきちんと分別をして、

市 ま

ださい。

歌山県水質保全センター

0 7 3

どの問題が発生し、

周辺住民等

Ó

県の指定検査機関 ((公社)

和

なり交通の妨げになったりするな

発生源になったり、

見通しが悪く

草が生い茂った状態では、

が生い茂った状態では、害虫の空き地に管理が行き届かずに雑

432-6433) に依頼してく

■開助並銀					
	補助区分・補助金額の限度額				
人槽区分	新築	単独処理浄化槽又はくみ取便槽からの入替え			
	住宅	住宅・飲食店・民宿等	町内会館		
5 人槽	33万2千円	49万8千円	49万8千円		
7 人槽	41万4千円	62万 千円	62万 千円		
10~50人槽	54万8千円	82万2千円	お問い合わせ ください		
シの併加理済ル構の 1 抹えに対しても、 切ば��がもります。 悪鈴亜佐笠 i-					

□環境課 生活排水係(本庁舎3階)

にき 6月は環境月間です~いで住みよいまちのため

2 6

閰環境課 環境対策係(本庁舎3階)

ましょう。

で自己搬入するなど適正に処理し

の収集に出すか、

市ごみ処理場

守っていくこよ ■ごみのポイ捨てはやめまし 私たちが住んでいるまちの美し いくには、 快適な生活環境を 私たち一人ひと よう

管理者) ①保守点検 の義務を守らなければなりません。 県の登録を受けた保守点検業者 浄化槽を使用される方(浄化槽 は、法律で定める次の3つ 年3回以上

い「所有者不明上也」がよりな登記簿を見ても所有者がわからな

相続登記がされていないため、

不動産登記推進 イメージキャラクタ 「トウキツネ」



主な電話番号等

り)のでご注意ください。

詳しくは法務省ホー

ムページ

を

舎 5 階)

固企画広報課

広聴広報係

(本庁

に発生した相続も、

相続登記がさ

なお、

令和6年4月

日より

れていないものは、

(3年間の猶予期間あものは、義務化の対象

さ

た。

まだ届いて

電話番号をご連絡くだていない方は左記へ住

氏名、

を市内全世帯を対象に配布しまし だける「田辺市暮らしの便利帳」

か、

遺産分割の話合いで不動産を 相続登記をする必要があるほ

立つ情報をスムーズに探してい5月に、田辺市での暮らしに

しに役

相続人は、

不動産を相続で取得

したことを知った日から3年以内

ました。

から相続登記の申請が義務となり

布しました田辺市暮ら

し

の便利帳を配

加し、

社会問題となっ

て

4月1日

日

この問題解決

いのため、

a 0 7

39

<u>2</u> 6

9

63

となります

□ https://logoform.jp/f/oBt0E

- **■田辺市役所** 〒 646-8545 東山一丁目 5-1
- ☎ 0739-22-5300 代 🖾 0739-22-5310 ■**龍神行政局** 〒 645-0415 龍神村西 376
- ☎ 0739-64-0500 代 图 0739-64-0966
- ■大塔行政局 〒 646-1192 鮎川 2567-1
- **■中辺路行政局** 〒 646-1492 中辺路町栗栖川 396-1
- ☎ 0739-48-0301 代 图 0739-49-0359

- ■本宮行政局 〒 647-1792 本宮町本宮 219
- ☎ 0735-42-0070 代 图 0735-42-0239

の日から3年以内に相続登記をす取得したときも、別途、遺産分割

遺産分割

る必要があります。

- ■市ごみ処理場 〒 646-0053 元町 2291-6
- ☎ 0739-24-6218 代) 🖾 0739-24-4068
- ■水道事業所(夜間・休日) 〒 646-0028 高雄三丁目 18-1
- **2** 0739-24-7920

電話案内サービス

- ■防災行政テレフォンガイド
- **1**0120-963-910 ※防災行政無線の放送内容を確認 する電話案内サービスです。
- ■救急安心センター ☎#7119 ※つながりにくい場合は、市消防 本部(☎0739-22-0119)へご連 絡ください。

休日急患診療

西田辺広域休日急患診療所 〒646-0028 高雄一丁目23-1 市民 総合センター玄関右側 内内科、小児科、歯科の応急診療 **■時**印紀 9 時~ | 1 時 30 分、 | 3 時 ~ 16 時

(小児科のみ、生 18 時~21 時 30 分)

a 0739-26-4909



全国版救急受診ガイド 「Q助」

防災行政メール等

広報たなべ 令和6年6月号

ない」という心と行動が大切です。りが、「絶対にごみはポイ捨てし

■空き地の適正管理にご協力を!

②清掃 年1回以上に依頼してください

年1回以上

③法定検査

単独処理、

合併処理

者に依頼してください

市の許可を受けた浄化槽清掃業

いずれも年1回